

# 婚姻届

令和 年 月 日届出  
午前・午後 時 分受付  
北海道石狩市長様

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	北海道石狩市長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

届出人確認処理		不受理申出
夫・父・養父	来 済(マ・免・旅・国・健・ )	無・有( )
妻・母・養母	来 済(マ・免・旅・国・健・ )	無・有( )
子・養子	来 済(マ・免・旅・国・健・ )	無・有( )

使者	住所		
	氏名		確認
	生年月日		済(マ・免・旅・国・健・ )未

## 記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 文字は、つづけないで、正確に書いてください。
- この届は、土・日曜日や祝日でも届け出ることができます。

◎証人となる人は2名必要です。成人に達している人で、この婚姻の事実を知っている人であればどなたでもけっこうです。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	
生 年 月 日	平成 昭和 年 月 日
住 所	番地 番 号
本 籍	番地 番 号

本届出書中
字加入 字削除 字訂正
訂正印 または署名

(1)	氏 名	夫になる人		妻になる人	
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	
(2)	住 所	番地 番 号		番地 番 号	
	(住民登録をしているところ)	(方書・マンション名等)		(方書・マンション名等)	
(3)	本 籍	番地 番 号		番地 番 号	
	(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名		筆頭者の氏名	
(4)	父母及び養父母の氏名	父	続 き 柄 男	父	続 き 柄 女
	父母との続 き 柄	母		母	
(5)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍 (左の☐の氏の人ですでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
	同居を始めたとき	<input type="checkbox"/> 妻の氏	番地 番 号		
(6)	初婚・再婚の別	<input type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)		<input type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐死別 ☐離別 年 月 日)	
(7)	同居を始める前の夫婦のそれぞれのおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6.仕事をしている者のいない世帯			
	夫妻の職業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
(8)	夫 妻	夫の職業 妻の職業			
その他					
届出人署名 (※押印は任意)	夫		妻		
事件簿番号					

- 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。養父母についても同じように書いてください。
- ☐には、あてはまるものに☐のようにしるしをつけてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。
- 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

**石狩市に届け出る場合、届書は1通でけっこうです。**  
(その他の市町村に届け出る場合は、直接、提出先にお確かめください。)

**署名は必ず本人が自署してください。**  
**届出のとき持参するもの**

本人確認書類 (マイナンバー＝個人番号カード、運転免許証等)

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

婚姻によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住所変更届、世帯主変更届の手続が必要となりますので、ご注意ください。  
なお、婚姻届と同時にこれらの届を出すときは、住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯主を書いてください。  
◎閉庁日には、住所変更届、世帯主変更届は受付できませんので、平日にお願いします。

住 定 日	夫	平成 年 月 日
	妻	平成 年 月 日

連 絡 先 (日中連絡が可能な電話番号)	
電話 ( )	夫・妻
自宅 携帯 勤務先 呼出 ( )	方